# ダム・発電関係市町村全国協議会
# 常任理事会

令和 7 年 10 月 7 日(火)
14 時 ～ 14 時 30 分
全国町村会館 2 階第 1 会議室

## 議　事　次　第

1　開　　会

2　副会長挨拶

3　議　　事

(1) 議案第 1 号
役員の候補者について

(2) 議案第 2 号
令和 8 年度予算編成に向けた要望事項（案）について

(3)その他
「ダム・発電関係市町村等振興議員連盟」との合同勉強会について
※会場：自民党本部 7 階 701

5　閉　　会

議案第１号

（令和７年10月７日
常任理事会提出）

# 役員の候補者について

役員の任期満了に伴い、次期役員候補者名簿案のとおり次期役員の選任を行う。

# 次期役員候補者名簿（案）

## 会長・副会長・常任理事・監事

令和７年10月７日

| | | |
|---|---|---|
| 会　　長 | 小　山　修　作 | （宮城県川崎町長）【新任】 |
| 副会長 | 渡　部　勇　夫 | （福島県只見町長）【新任】 |
| 〃 | 豊　田　　稔 | （茨城県北茨城市長） |
| 〃 | 中　山　正　隆 | （和歌山県有田川町長） |
| 〃 | 上　田　泰　弘 | （熊本県美里町長） |
| 常任理事 | 多　田　一　彦 | （岩手県遠野市長）【新任】 |
| 〃 | 佐々木　文　明 | （秋田県藤里町長） |
| 〃 | 本　村　賢太郎 | （神奈川県相模原市長） |
| 〃 | 中　川　行　孝 | （富山県上市町長） |
| 〃 | 藤　澤　泰　彦 | （長野県生坂村長） |
| 〃 | 尾　上　壽　一 | （三重県紀北町長） |
| 〃 | 山　名　宗　悟 | （兵庫県神河町長） |
| 〃 | 吉　田　英　人 | （鳥取県八頭町長） |
| 〃 | 河　野　忠　康 | （愛媛県久万高原町長） |
| 〃 | 三　浦　　正 | （福岡県篠栗町長） |
| 監　　事 | 師　岡　伸　公 | （東京都奥多摩町長） |
| 〃 | 成　原　　茂 | （岐阜県白川村長） |
| 〃 | 比田勝　尚　喜 | （長崎県対馬市長） |

参考

# 役員が欠員となる場合の補充選任の方法について

（令和 5 年 10 月 2 日
常 任 理 事 会 決 定）

副会長等の役員の補充選任にあたっては、以下の方法に即して次期役員の候補者を選出した後、事務局が、当該候補者の了承を得て、最終的に 11 月 13 日に開催する理事会における役員候補者の名簿に登載し、「次期役員の選任」の一環として補充選任を行うこととする。

## １．会　長

各地区の中で、副会長歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

但し、当該地区の副会長が欠員の場合、常任理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

## ２．副会長

各地区の中で、常任理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

但し、当該地区の常任理事が欠員の場合、理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

なお、常任理事歴が同一の市町村長が複数いる場合、旧発電関係市町村全国協議会及び旧ダム所在市町村全国協議会を含め、本協議会への加入期間の一番長い市町村長を候補として選出する（常任理事、監事等も同様）。

## ３．常任理事

各地区の中で、理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

## ４．監　事

各地区の中で、理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

但し、理事歴の一番長い市町村長が常任理事の候補として選出された場合は、二番目に長い市町村長を候補として選出する。

## ５．理　事

支部のない都道府県で欠員がある場合、旧発電関係市町村全国協議会及び旧ダム所在市町村全国協議会を含め、本協議会への加入期間の一番長い市町村長を候補として選出する。

但し、同一の加入年月日の市町村が複数の場合、会長が指名する。

# ダム・発電関係市町村全国協議会規約（抜粋）

（役　員）
第６条　本会に次の役員をおく。

| | |
|---|---|
| 会　長 | １名 |
| 副会長 | ４名 |
| 監　事 | ３名 |
| 常任理事 | 若干名 |
| 理　事 | 若干名 |

（選　任）
第７条　理事は、都道府県を代表する者として、都道府県支部等より推薦を受けた市町村長をもってこれに充てる。
２．都道府県別の理事の定数は次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| ２０市町村以上の会員を有する都道府県 | ２名以内 |
| ２０市町村未満の会員を有する都道府県 | １名 |

３．会長、副会長、常任理事及び監事は、第１項により選任された理事の中から、別記の地区別定数により理事会において選任する。

（任　期）
第８条　役員の任期は２年とする。ただし、再任をさまたげない。
なお、任期満了後にあっても、後任者が決定するまでその職務を行うものとする。
２．前項の規定にかかわらず、役員の一部に欠員を生じたとき補充選任される役員の任期は前任者の残任期間とする。

（職　務）
第９条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。
２．副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
３．理事は会員を代議する。
４．常任理事は会務の執行にあたる。
５．監事は会計を監査し、常任理事会および理事会に出席して意見を述べることができる。

附　　則
１．略
２．略
３．平成１９年１１月２６日現在において、発電関係市町村全国協議会及びダム所在市町村全国協議会の役員の任にある者は、第６条、第７条及び第８条の規定にかかわらず、当分の間、本会の役員とする。

# 会長・副会長・常任理事・監事の地区別定数

<table>
<tr><th>地区</th><th>所属都道府県</th><th>会長</th><th>副会長</th><th>常任理事</th><th>監事</th></tr>
<tr><td>北 海 道</td><td>北海道</td><td rowspan="8">１名</td><td rowspan="2">１名</td><td>１名</td><td rowspan="3">１名</td></tr>
<tr><td>東　　北</td><td>青森・岩手・宮城<br>秋田・山形・福島</td><td>２名以内</td></tr>
<tr><td>関　　東</td><td>茨城・栃木・群馬<br>埼玉・千葉・東京<br>神奈川・山梨</td><td rowspan="2">１名</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>北　　信</td><td>新潟・富山・石川<br>福井・長野</td><td>２名以内</td><td rowspan="3">１名</td></tr>
<tr><td>東　　海</td><td>岐阜・静岡・愛知<br>三重</td><td rowspan="3">１名</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>近　　畿</td><td>滋賀・京都・兵庫<br>奈良・和歌山</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>中　　国</td><td>鳥取・島根・岡山<br>広島・山口</td><td>１名</td><td rowspan="3">１名</td></tr>
<tr><td>四　　国</td><td>徳島・香川・愛媛<br>高知</td><td rowspan="2">１名</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>九　　州</td><td>福岡・佐賀・長崎<br>熊本・大分・宮崎<br>鹿児島・沖縄</td><td>２名以内</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td></td><td>１名</td><td>４名</td><td>１２名以内</td><td>３名</td></tr>
</table>

議案第 2-1 号

# ダム・発電関係市町村振興対策の充実・強化に関する要望（案）

令和 7 年 10 月 7 日

ダム・発電関係市町村全国協議会

# ダム・発電関係市町村振興対策の
# 充 実 ・ 強 化 に 関 す る 要 望（案）

ダム・水力発電施設が立地する我々市町村は、中山間地域等に所在し、水源地域として森林を形成し水資源を育み、「水」や「電力」の安定供給、治水による安全確保という、重要かつ公益的な役割を担うことで、国民生活やあらゆる社会経済活動を支えてきた。

気候変動による災害の頻発化・激甚化が懸念される中、防災・減災の観点からダムの果たす治水機能はきわめて重要である。

また、世界のエネルギー情勢が変化する中で、我が国の安定したエネルギー需給構造の確立を図るために、再生可能エネルギーの一層の促進が求められている。中でも、水力発電は中山間地域等に多く賦存する、きわめて有効な電源である。

持続可能かつクリーンで安全な水力電源を安定的に供給するためには、それを支える水源地域の視点に立った地域振興対策の充実・強化が不可欠である。

よって、政府、国会においては、令和８年度予算編成ならびに施策の推進にあたっては、次の事項を実現するよう、強く求める。

# ＜重　点　事　項＞

## 1. 第７次エネルギー基本計画について

エネルギー基本計画において、2040 年度の電源構成に関し再生可能エネルギーの比率が高められたことを踏まえ、水力発電開発を促進すること。

## 2. 水力発電施設周辺地域交付金（水力交付金）について

水力発電所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

## 3. 水源地域の振興等について

既設ダムの設備更新・改修や、発電設備の設置等によるダム再生の推進により、顕在化する気候変動や再生可能エネルギーの積極的導入等の課題に対して、対応すること。また、気候変動への適応・カーボンニュートラルの実現に向けて、「ハイブリッドダム」の取組を着実に推進すること。

## 4. 水源地域の防災対策の充実について

(1)ダム貯水池の堆砂による機能低下は、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めることや支援策の拡充を図ること。また、土砂移動による海岸浸食等、土砂移動に起因する問題が顕在化していることから山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行うこと。

(2)洪水調節容量内の堆砂により洪水調節機能への影響が予見されるダムについて、堰堤改良事業の対象とすること。

## 5. 系統制約への対応について

水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、有効な対策を講じること。

## 6. 水源地域を支える税財政措置の拡充・改善について

(1) 流水占用料等については、その使途の明示を促進すること。

(2) 過疎対策事業債における再生可能エネルギー施設の整備について、売電による収入を目的としているものではなく、「公用又は公共用に供するもの（自家消費を主たる目的とする施設）」に、住宅や事業所等、地域内で活用する施設を加えるよう見直しを図ること。

## 1. 第７次エネルギー基本計画について

［内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省］

エネルギー基本計画において、2040 年度の電源構成に関し再生可能エネルギーの比率が高められたことを踏まえ、水力発電開発を促進すること。

## 2. 電源立地地域対策について

［総務省、経済産業省、国土交通省］

(1) 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）の恒久化措置等について

①発電施設所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

②揚水発電の果たす役割を適切に評価し、活用・整備を促進するとともに、一般水力発電の２分の１となっている揚水発電の交付金単価を一般水力発電と同等とすること。

(2) 発電施設所在地域の振興のため、電力移出県等交付金相当部分に係る市町村枠の拡大を図るとともに、一定の電力を移出する市町村に対する電力移出市町村交付金を創設すること。

(3) 電源立地地域対策交付金に係る各種交付金の対象を、出力が 1,000kW 未満の発電施設が所在する市町村にも拡大するとともに、中小水力発電の導入促進のための技術指導、情報提供等、関連施策の充実・強化を図ること。

(4) 水利権の許可・更新に当たっては、地元市町村の意見を十分に尊重し、環境に配慮した十分な河川維持流量を確保すること。また、水質保全、生態系の維持等に支障がある場合は、更新時に行うこととされている河川維持流量の確保について、地元市町村長の申し出により、期間更新前に行うことができるようにすること。

## 3. 水源地域の振興等について

［内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省］

(1)　既設ダムの設備更新・改修や、発電設備の設置等によるダム再生の推進により、顕在化する気候変動や再生可能エネルギーの積極的導入等の課題に対して、対応すること。また、気候変動への適応・カーボンニュートラルの実現に向けて、「ハイブリッドダム」の取組を着実に推進すること。

(2)　国は、地域の健全な水循環の維持又は回復に向けた取組をけん引する人材の育成、市町村等が策定する流域水循環協議会等における財源の確保や体制整備、流域マネジメントへの参画を促進するための普及啓発や広報等を強化すること。

(3)　水源地域の環境を保全し、上下流にわたる河川環境の改善を図るため、以下の事項を推進すること。

①既設ダムによる水質や流量等流況の変化が生態系に影響を与えないよう、万全を期した対策を推進すること。また、河川管理者、自治体、事業者、内水面関係者等が連携した環境改善対策を推進する体制整備を促進すること。

②魚道の設置等生物生息環境及び河床環境の改善対策を推進すること。

③親水や教育等に配慮した河川周辺の整備を促進すること。

④合併浄化槽、集落排水、下水道の整備等により、ダム湖水質の改善を推進するとともに、助成措置を拡充すること。

⑤ゴミや廃棄物等の不法投棄及び河川等への流入防止対策を徹底すること。

(4)　総合水系環境整備事業を着実に実施するとともに、実施に当たっては地元市町村の意見を尊重すること。

(5)　水源地域における道路整備を推進すること。

(6)　水源林保全のため、水源林造成事業を推進するとともに、放置山林対策を強化すること。

(7)　森林管理システムが円滑に運用されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に向けた国及び都道府県による支援の強化を図ること。

(8)　外国資本による水源地域の買収に対する実効ある規制対策を講じること。

## 4.水源地域の防災対策等について

［内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省］

(1) 近年、集中豪雨による流木災害等の山地災害の頻発・激甚化やダム湖岸の崩落の危険性が高まっていることを踏まえ、砂防設備や治山施設等の設置、森林の整備等、山地防災力の強化に向けた取組や、流域治水関連法に基づく「流域治水」の取組を推進すること。

(2) ダム貯水池の堆砂による機能低下は、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めることや支援策の拡充を図ること。また、土砂移動による海岸浸食等、土砂移動に起因する問題が顕在化していることから山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行うこと。

(3)　洪水調節容量内の堆砂により洪水調節機能への影響が予見されるダムについて、堰堤改良事業の対象とすること。

(4)　FIT・FIP 制度の調達期間について、災害による長期停止期間を除外すること。

## 5.系統制約への対応について

［財務省、総務省、農林水産省、経済産業省］

水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、有効な対策を講じること。

## 6. 地域との連携による水力開発体制の再構築について

［内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省］

(1) 水力発電が果たしてきた役割や価値を再評価し、地域のための小水力発電の可能性について国民理解の醸成を図るため、産学官連携による横断的な議論の場の設置を検討すること。

(2) 第７次エネルギー基本計画に明記された以下の項目について、積極的に取り組むこと。

①「小水力発電の開発可能地点の広域的な調査」を早急に実施すること。

②中小水力に関する「開発地点候補の詳細調査や案件形成等」について、数値目標やルールを明らかにする等、積極的に取り組むこと。

(3) 水力発電に関する技術の継承を図るための専門家の育成を拡充するとともに、水力開発を行う自治体に対する支援体制を強化すること。

## 7. 水源地域を支える税財政措置の拡充・改善について

［内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省］

(1)流水占用料等については、その使途の明示を促進すること。

(2) 過疎対策事業債における再生可能エネルギー施設の整備について、売電による収入を目的としているものではなく、「公用又は公共用に供するもの（自家消費を主たる目的とする施設）」に、住宅や事業所等、地域内で活用する施設を加えるよう見直しを図ること。

以上

令和７年 10 月７日

ダム・発電関係市町村全国協議会

# ダム・発電関係市町村全国協議会会員名簿

令和7年10月7日現在

| 都道府県 | 市　町　村 | 数 |
|---|---|---|
| 北海道 | 札幌市、函館市、釧路市、夕張市、芦別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市、伊達市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、今金町、蘭越町、ニセコ町、京極町、倶知安町、由仁町、栗山町、沼田町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、南富良野町、中富良野町、占冠村、美深町、幌加内町、津別町、置戸町、遠軽町、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、本別町、足寄町 | 51 |
| 青森県 | 青森市、黒石市、十和田市、むつ市、平川市、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、七戸町、六ヶ所村、三戸町、新郷村 | 12 |
| 岩手県 | 遠野市、雫石町、西和賀町、岩泉町 | 4 |
| 宮城県 | 仙台市、白石市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、七ヶ浜町、大和町、加美町 | 12 |
| 秋田県 | 横手市、仙北市、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村 | 6 |
| 山形県 | 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、西川町、朝日町、金山町、真室川町、大蔵村、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町 | 19 |
| 福島県 | 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、桑折町、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、塙町、石川町、古殿町、三春町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村 | 36 |
| 茨城県 | 常陸太田市、北茨城市 | 2 |
| 栃木県 | 宇都宮市、日光市、那須塩原市、塩谷町、那須町 | 5 |
| 群馬県 | 前橋市、高崎市、桐生市、沼田市、渋川市、藤岡市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町 | 18 |
| 埼玉県 | 秩父市、神川町、寄居町 | 3 |
| 東京都 | 青梅市、奥多摩町 | 2 |
| 神奈川県 | 相模原市、山北町、箱根町、愛川町、清川村 | 5 |
| 山梨県 | 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村 | 17 |
| 新潟県 | 長岡市、三条市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村 | 17 |
| 富山県 | 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町 | 14 |
| 石川県 | 金沢市、小松市、白山市、能登町 | 4 |
| 福井県 | 福井市、大野市、勝山市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、美浜町 | 8 |
| 長野県 | 伊那市、飯山市、佐久市、南相木村、飯島町、中川村、松川町、平谷村、根羽村、天龍村、泰阜村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、生坂村、白馬村、小谷村、山ノ内町、木島平村、信濃町、栄村 | 25 |
| 岐阜県 | 高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、白川村 | 21 |
| 静岡県 | 静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、裾野市、伊豆市、東伊豆町、小山町、川根本町 | 9 |

| 都道府県 | 市　　町　　村 | 数 |
|---|---|---|
| 愛知県 | 豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村 | 5 |
| 三重県 | 松阪市、名張市、尾鷲市、熊野市、多気町、大台町、紀北町 | 7 |
| 滋賀県 | 大津市、長浜市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、多賀町 | 9 |
| 京都府 | 宇治市、南丹市、笠置町、南山城村、京丹波町 | 5 |
| 兵庫県 | 養父市、朝来市、神河町、香美町 | 4 |
| 奈良県 | 奈良市、天理市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、吉野町、天川村、<br>野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村 | 13 |
| 和歌山県 | 和歌山市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、湯浅町、広川町、有田川町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、那智勝浦町、<br>古座川町、北山村 | 16 |
| 鳥取県 | 鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 | 9 |
| 島根県 | 浜田市、出雲市、益田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、<br>津和野町、吉賀町 | 10 |
| 岡山県 | 岡山市、津山市、高梁市、新見市、備前市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、<br>奈義町、美咲町、吉備中央町 | 12 |
| 広島県 | 広島市、呉市、三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、<br>廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、神石高原町 | 14 |
| 山口県 | 山口市、周南市 | 2 |
| 徳島県 | 阿南市、三好市、勝浦町、上勝町、那賀町、つるぎ町、東みよし町 | 7 |
| 香川県 | 東かがわ市、小豆島町、綾川町 | 3 |
| 愛媛県 | 松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、<br>東温市、久万高原町、砥部町、愛南町 | 12 |
| 高知県 | 高知市、安芸市、香美市、宿毛市、北川村、馬路村、本山町、大豊町、土佐町、<br>大川村、いの町、仁淀川町、越知町、檮原町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町 | 18 |
| 福岡県 | 北九州市、福岡市、久留米市、八女市、古賀市、うきは市、朝倉市、<br>糸島市、那珂川市、篠栗町、久山町、香春町、添田町、みやこ町、築上町 | 15 |
| 佐賀県 | 佐賀市、唐津市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、<br>有田町、大町町、白石町 | 11 |
| 長崎県 | 対馬市、長与町 | 2 |
| 熊本県 | 菊池市、阿蘇市、美里町、大津町、小国町、御船町、甲佐町、山都町、湯前町、水上村、　五木村、球磨村 | 12 |
| 宮崎県 | 宮崎市、都城市、延岡市、小林市、日向市、西都市、高原町、綾町、西米良村、<br>木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町 | 17 |
| 鹿児島県 | 鹿屋市、阿久根市、出水市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、<br>いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、<br>さつま町、長島町、錦江町、南大隅町、肝付町、徳之島町、天城町、伊仙町 | 22 |
| 沖縄県 | 国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、金武町、読谷村、久米島町 | 7 |
| 合計 | | 522 |

議案第 2-2 号

# 地域が主体となった小水力発電の導入に関する要望（案）

令和 7 年 10 月 7 日

ダム・発電関係市町村全国協議会

# 地域が主体となった小水力発電の導入に関する要望（案）

水力発電は、昼夜を問わず安定した出力を有し、二酸化炭素の排出量も極めて少なく、また、純国産エネルギーとして、長期的な利用が可能な電源であるにもかかわらず、中小水力を中心に開発ポテンシャルを残したまま、有効利用が図られていない状況にある。

とりわけ小水力発電は、開発可能地点の十分な調査が行われておらず、地域には未利用エネルギーが残されたままになっている。国を挙げて脱炭素化に向けて取り組んでいる中にあって、地域が主体となった小水力発電の活用には大きな意義がある。

また、人口減少が続く中、地域の維持・再生は、食料やエネルギーの供給、国土の保全を図る上でも極めて重要である。

地域が主体となった小水力発電の導入は、エネルギーの地産地消や安定収入の確保のみならず、コミュニティの維持等、地域活動にも大きな恩恵をもたらすこととなる。

一方、我が国の小水力開発には、導入コストの大きさや開発期間の長さ、許認可の問題、専門人材や推進体制の脆弱さ等、開発促進を阻む大きな課題が存在している。

このため、国および水力開発関係者におかれては、下記の事項の実現に向け、実効ある対策を講じるよう求める。

記

**１．小水力開発に関する国民理解を促進する体制の構築**

地域が主体となった小水力発電の価値や開発ポテンシャルに対する国民理解を促進するため、産学官連携による横断的な議論の場の設置を検討すること。

**２．エネルギー基本計画の具体化等について**

⑴第７次エネルギー基本計画において掲げられた「小水力発電の開発可能地点の広域的な調査」を早急に実施するとともに、中小水力に関する「開発地点候補」の詳細調査や案件形成等」について、数値目標やスケジュールを明らかにする等、積極的に取り組むこと。

⑵国土形成計画において、小水力発電の位置付けの明確化を図ること。

⑶デジタル田園都市国家戦略や国土強靭化計画に、地域主導による小水力発電の導入を位置付けること。

## ３．経済性向上のための抜本的な対策の実施

小水力発電はスケールメリットに乏しいことなどから、発電コストが高くなりやすく、普及・促進の大きな障害となっている。

このため、以下のことに取り組むこと。

⑴小水力発電に適合した水車・発電機等の要求仕様の見直しに向け、産学官の連携による検討体制を構築すること。

⑵水車・発電機等の機器・設備類の標準化・汎用化を図るとともに、地域の機械製造業者等が受注できるような仕様を開発すること。

⑶機器類や導水関係設備等の設置・建設工事を、地域の工事事業者が受注できるよう、技術の標準化やマニュアル等を整備すること。

⑷気象や地形・地質、植生や生態系を考慮しつつ、経済性にも優れた流況評価技術の開発や、河川維持流量の評価に関する研究を推進すること。

## ４．財政支援措置の改善と拡充について

⑴小水力開発に対する国庫補助事業を、調査から設備設置に至るまで対象とするとともに、その所要額を確保すること。

⑵自治体主導による小水力開発の支援事業については、事業計画段階の調査費用等、開発に着手するための取組に対する財政支援の拡充を図ること。

⑶小水力開発は開発から資金回収期間が長期にわたることから、固定価格買取制度の適用に加え、国庫補助等の支援対象とすることを検討すること。

⑷ 過疎対策事業債における再生可能エネルギー施設の整備について、売電による収入を目的としているものではなく、「公用又は公共用に供するもの（自家消費を主たる目的とする施設）」に、住宅や事業所等、地域内で活用する施設を加えるよう見直しを図ること。

⑸農業用水利の小水力発電については、農村振興の観点から、電力供給先を土地改良施設に限定している要件を見直すこと。

⑹小水力発電に関する固定価格買取制度については、初期費用が割高であることや、導水管の更新等改修の経費も高額となる場合があることから、実態を踏まえた資本費の算定を行う等、調達価格の引き上げ等を検討すること。

⑺民間資金を活用する等、多様な資金調達を促進するため、国の支援措置と併せたポータルサイトの開設等、資金調達の事例や情報の共有を図ること。

**5. 専門人材の育成と支援体制の構築**

(1)小水力発電開発の専門家や技術者を養成するため、現行の研修事業を大幅に拡充する等、国の主導による産学官連携の人材育成体制を構築すること。

(2)地域の小水力発電開発を支援するため、既存組織の活用や再編による拡充、また、認証制度の導入等、公的な中間支援組織を、国が主導して整備すること。

**６．開発モデル事業の推進を通じた普及の促進**

地域が主体となった小水力発電の開発のノウハウを共有し、開発モデル事業の推進を通じた普及促進を図ること。

**７．許認可手続きにおける地域振興への配慮と手続きの迅速化･簡素化**

小水力発電の導入にあたっては、各種の開発規制の許認可に、多大な労力と時間を要している実態がある。大規模水力発電とは異なる、小水力発電の特性に配慮した規制の見直しが必要である。

このため、国は以下のことに取り組むこと。

(1)河川法や森林法、自然公園法等の開発規制法については、自然エネルギーの利活用を図る地域振興に配慮した規定の見直しや運用基準を明確化する等、規制目的の達成と地域振興との調和を図ること。

(2)小水力発電所の設置等に関する流水の占用許可については、地域振興への配慮と地域特性に対応した運用がなされるよう、一定の基準を示す等、運用の改善と徹底を図ること。

(3)森林法における保安林の指定解除及び、作業許可等の要件を明確化すること。

(4)自然公園法の許可及び届出の手続きについて、特別地域内（主に第 2 種、第 3 種）における開発行為に関して、審査基準を明確化すること。

**８．地域分散型エネルギー自給体制の構築**

エネルギーの地産地消や、災害時における強靭性を確保するため、地域マイクログリッドの推進を図ること。

以上

令和 7 年 10 月 7 日

ダム・発電関係市町村全国協議会

# ダム・発電関係市町村全国協議会会員名簿

令和7年10月7日現在

| 都道府県 | 市　町　村 | 数 |
|---|---|---|
| 北海道 | 札幌市、函館市、釧路市、夕張市、芦別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市、伊達市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、今金町、蘭越町、ニセコ町、京極町、倶知安町、由仁町、栗山町、沼田町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、南富良野町、中富良野町、占冠村、美深町、幌加内町、津別町、置戸町、遠軽町、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、本別町、足寄町 | 51 |
| 青森県 | 青森市、黒石市、十和田市、むつ市、平川市、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、七戸町、六ヶ所村、三戸町、新郷村 | 12 |
| 岩手県 | 遠野市、雫石町、西和賀町、岩泉町 | 4 |
| 宮城県 | 仙台市、白石市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、七ヶ浜町、大和町、加美町 | 12 |
| 秋田県 | 横手市、仙北市、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村 | 6 |
| 山形県 | 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、西川町、朝日町、金山町、真室川町、大蔵村、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町 | 19 |
| 福島県 | 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、桑折町、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、塙町、石川町、古殿町、三春町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村 | 36 |
| 茨城県 | 常陸太田市、北茨城市 | 2 |
| 栃木県 | 宇都宮市、日光市、那須塩原市、塩谷町、那須町 | 5 |
| 群馬県 | 前橋市、高崎市、桐生市、沼田市、渋川市、藤岡市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町 | 18 |
| 埼玉県 | 秩父市、神川町、寄居町 | 3 |
| 東京都 | 青梅市、奥多摩町 | 2 |
| 神奈川県 | 相模原市、山北町、箱根町、愛川町、清川村 | 5 |
| 山梨県 | 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村 | 17 |
| 新潟県 | 長岡市、三条市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村 | 17 |
| 富山県 | 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町 | 14 |
| 石川県 | 金沢市、小松市、白山市、能登町 | 4 |
| 福井県 | 福井市、大野市、勝山市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、美浜町 | 8 |
| 長野県 | 伊那市、飯山市、佐久市、南相木村、飯島町、中川村、松川町、平谷村、根羽村、天龍村、泰阜村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、生坂村、白馬村、小谷村、山ノ内町、木島平村、信濃町、栄村 | 25 |
| 岐阜県 | 高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、白川村 | 21 |
| 静岡県 | 静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、裾野市、伊豆市、東伊豆町、小山町、川根本町 | 9 |

| 都道府県 | 市　　町　　村 | 数 |
|---|---|---|
| 愛知県 | 豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村 | 5 |
| 三重県 | 松阪市、名張市、尾鷲市、熊野市、多気町、大台町、紀北町 | 7 |
| 滋賀県 | 大津市、長浜市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、多賀町 | 9 |
| 京都府 | 宇治市、南丹市、笠置町、南山城村、京丹波町 | 5 |
| 兵庫県 | 養父市、朝来市、神河町、香美町 | 4 |
| 奈良県 | 奈良市、天理市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、吉野町、天川村、<br>野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村 | 13 |
| 和歌山県 | 和歌山市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、湯浅町、広川町、有田川町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、那智勝浦町、<br>古座川町、北山村 | 16 |
| 鳥取県 | 鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 | 9 |
| 島根県 | 浜田市、出雲市、益田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、<br>津和野町、吉賀町 | 10 |
| 岡山県 | 岡山市、津山市、高梁市、新見市、備前市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、<br>奈義町、美咲町、吉備中央町 | 12 |
| 広島県 | 広島市、呉市、三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、<br>廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、神石高原町 | 14 |
| 山口県 | 山口市、周南市 | 2 |
| 徳島県 | 阿南市、三好市、勝浦町、上勝町、那賀町、つるぎ町、東みよし町 | 7 |
| 香川県 | 東かがわ市、小豆島町、綾川町 | 3 |
| 愛媛県 | 松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、<br>東温市、久万高原町、砥部町、愛南町 | 12 |
| 高知県 | 高知市、安芸市、香美市、宿毛市、北川村、馬路村、本山町、大豊町、土佐町、<br>大川村、いの町、仁淀川町、越知町、檮原町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町 | 18 |
| 福岡県 | 北九州市、福岡市、久留米市、八女市、古賀市、うきは市、朝倉市、<br>糸島市、那珂川市、篠栗町、久山町、香春町、添田町、みやこ町、築上町 | 15 |
| 佐賀県 | 佐賀市、唐津市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、<br>有田町、大町町、白石町 | 11 |
| 長崎県 | 対馬市、長与町 | 2 |
| 熊本県 | 菊池市、阿蘇市、美里町、大津町、小国町、御船町、甲佐町、山都町、湯前町、水上村、　五木村、球磨村 | 12 |
| 宮崎県 | 宮崎市、都城市、延岡市、小林市、日向市、西都市、高原町、綾町、西米良村、<br>木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町 | 17 |
| 鹿児島県 | 鹿屋市、阿久根市、出水市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、<br>いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、<br>さつま町、長島町、錦江町、南大隅町、肝付町、徳之島町、天城町、伊仙町 | 22 |
| 沖縄県 | 国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、金武町、読谷村、久米島町 | 7 |
| 合計 | | 522 |

# ダム・発電関係市町村全国協議会
# 役員名簿

| | | |
|---|---|---|
| 会　長 | 欠　員 | |
| 副会長 | 小山修作 | （宮城県川崎町長） |
| 〃 | 豊田稔 | （茨城県北茨城市長） |
| 〃 | 中山正隆 | （和歌山県有田川町長） |
| 〃 | 上田泰弘 | （熊本県美里町長） |
| 常任理事 | 佐々木文明 | （秋田県藤里町長） |
| 〃 | 渡部勇夫 | （福島県只見町長） |
| 〃 | 本村賢太郎 | （神奈川県相模原市長） |
| 〃 | 中川行孝 | （富山県上市町長） |
| 〃 | 藤澤泰彦 | （長野県生坂村長） |
| 〃 | 尾上壽一 | （三重県紀北町長） |
| 〃 | 山名宗悟 | （兵庫県神河町長） |
| 〃 | 吉田英人 | （鳥取県八頭町長） |
| 〃 | 河野忠康 | （愛媛県久万高原町長） |
| 〃 | 三浦正 | （福岡県篠栗町長） |
| 監　事 | 師岡伸公 | （東京都奥多摩町長） |
| 〃 | 成原茂 | （岐阜県白川村長） |
| 〃 | 比田勝尚喜 | （長崎県対馬市長） |